

河内長野市消防署本署跡地活用事業 公募条件の概要

1. 公募の趣旨

河内長野市（以下「市」と言う。）では、市第5次総合計画において、「河内長野駅」周辺の中心市街地を「都市拠点」と位置付け、日常的な買い物、飲食店、銀行、医療・福祉・子育て施設などの機能の集積による地域の活性化を目指しています。

そのようななか、昭和40年3月30日に市消防本部及び消防署として供用が開始された消防署本署（本町）は、平成26年3月31日をもって同庁舎機能が消防本部新庁舎（小山田町）へ移転したことにともない、消防用途としての使用を廃止しました。移転後は、平成26年度において消防署本署旧庁舎の解体工事が実施され、現在は更地になっています。

消防署本署跡地は、「河内長野駅」から徒歩約7分（約550m）の場所に位置し、三方が道路に接するなど、交通アクセスなどにおいてすぐれた条件を有しています。中心市街地の活性化や市の観光・商業の振興につながることを期待される重要な拠点であり、市では民間活力を生かしながら都市拠点にふさわしい有効な活用を図りたいと考えています。

つきましては、民間の事業者から地域の活性化や課題解決、市の魅力向上に資する創意工夫のある事業の提案を広く募り、地域の発展に加え、市全体の発展にも寄与する活用を図るため、公募型プロポーザル（企画提案）を実施することとしました。

2. 事業の内容

（1）事業の名称

河内長野市消防署本署跡地活用事業

（2）対象となる土地

- | | |
|------------|------------------------------|
| ① 所在地 | 河内長野市本町50番1 |
| | ※ 旧消防署本署の住居表示は河内長野市本町4番8号です。 |
| ② 面積 | 1101.07㎡ |
| ③ 地目 | 宅地 |
| ④ 所有者 | 河内長野市 |
| ⑤ 都市計画区域区分 | 市街化区域 |
| ⑥ 用途地域 | 第二種住居地域 |

（3）事業の概要

事業対象地内に「『地域の利便性の向上に加え、地域の活性化や課題解決、市の魅力向上等に資する施設』、施設計画に対し必要とされる自動車等駐車場及び、外構施設」を整備し、その運営を行います。

（4）事業形態

本事業は、市が事業対象用地に借地借家法（平成3年法律第90号）第23条の規定に基づく事業用定期借地権を設定し、事業者が設計、建設及び運営を行います。

3. 公募条件

(1) 土地の賃貸借条件

- ① 賃貸借期間（建設・収去工事期間を含む）は、**10年以上15年以下の範囲**で提案を行うこととする。
※ 期間満了時に市と事業者との協議により合意した場合は、新たに事業用定期借地権設定契約を締結することができることとします。
- ② 土地については、現状有姿で引き渡す。
- ③ 賃貸借期間満了時には、すべての建築物その他の工作物等を収去し、事業対象用地を市へ返還することとし、収去に必要となる費用は、全て事業者の負担とする。
※ ただし、市と事業者との協議により合意した場合は、一部またはすべての建築物その他の工作物等について収去の必要はないこととします。
- ④ 賃貸借料は、応募者の提案した額とする。ただし、**年額6,314,600円（税抜）以上**とする。

(2) 提案事業に関する条件

- ① 観光バスの駐車場所を確保し、その運営を行うこと。
※ 利用者との調整、利用の受付等は事業者が直接行うこととします。
※ 有料の場合は、その金額を提案書に示してください。
- ② 市内の地産品の販売又は活用した事業の実施に積極的に努めること。
※ 原則として、生産者との調整及び物品の調達は事業者が直接行うこととします。
※ 販売する地産品の種類について、必要に応じ市と事業者は協議を行うこととします。
- ③ 周辺住民への説明及び生活環境への配慮を徹底すること。
- ④ 良好な都市景観の創出に寄与する事業であること。
- ⑤ 地域の活性化や課題解決、市の魅力向上等、地域及び市の発展に寄与する事業計画であること。

4. スケジュール

① 実施要領の配布	平成29年8月28日（月）～平成29年9月22日（金）
② 質問の受付	平成29年8月28日（月）～平成29年9月8日（金）
③ 質問の回答（予定）	平成29年9月15日（金）
④ 参加表明受付期間	平成29年8月28日（月）～平成29年9月29日（金）
⑤ 応募受付期間	平成29年8月28日（月）～平成29年10月13日（金）
⑥ ヒアリング（予定）	平成29年10月下旬～11月初旬
⑦ 審査結果の通知（予定）	平成29年11月中旬～11月下旬
⑧ 契約日（予定）	平成29年12月中旬～12月下旬

※その他の詳細については、「河内長野市消防署本署跡地活用事業公募型プロポーザル実施要領」のとおりとします。